



市指定ごみ袋に関する臨時措置を終了します ～ 9 月 1 日以降は指定袋でごみを排出してください～

要 旨

市指定ごみ袋の入手が困難な場合に透明または半透明の袋でごみを排出できる臨時措置については、予定どおり 8 月 31 日をもって終了します。

9 月 1 日からは、指定袋以外でのごみの排出はできませんので、指定ごみ袋の使用をお願いします。

概 要

1 経過

市指定ごみ袋については、8 月 31 日 (月) までの間、市指定ごみ袋が入手困難な場合は、中身が見える透明・半透明の袋でごみを出すことができることとする臨時措置を実施してきました。

市内店舗における指定ごみ袋の店頭在庫が徐々に回復していることから、予定どおり 8 月 31 日 (月) をもって本臨時措置を終了します。

2 対象

燃やすごみ・プラスチック製容器包装・埋め立てごみ (①類・③類)

3 使用できるごみ袋

市指定ごみ袋 (「沼津市指定袋」と表示されたもの)

【詳細は別添資料のとおり】

4 その他

市指定ごみ袋は、例年並みの供給が見込めることを製造業者に確認しています。引き続き、過度なご購入はお控えくださいますよう、ご理解とご協力をお願いします。

今後も、中東情勢の影響により指定ごみ袋の供給状況等に変化が生じた場合は、市民のみなさまへの影響を踏まえた柔軟な対応に取り組んでまいります。

お問い合わせ先

沼津市役所 生活環境部 環境政策課
直通：055-934-4743



店舗での販売状況等を踏まえ

「指定ごみ袋」に関する臨時措置を終了します

市指定ごみ袋の入手が困難な場合に透明または半透明の袋でごみを排出できる臨時措置については、予定どおり令和8年8月31日(月)をもって終了します。

令和8年9月1日(火)から

市指定ごみ袋を使用してください

指定袋以外でのごみの排出はできません

【対 象】燃やすごみ・プラスチック製容器包装・埋め立てごみ(①類・③類)

「沼津市指定袋」と表示されたものをご使用ください



市ではホームページ、ごみ分別アプリでごみの出し方やリサイクルなどに関する各種情報を発信しています。

引き続き、適正なごみの分別と排出にご協力をお願いいたします。



ごみ・リサイクル広場



ごみの分別・減量
ガイドブック



ごみ分別アプリ
さんあ〜る